

滋賀県ふるさと納税返礼品提供事業者 募集要項

1 目的

ふるさと納税制度により滋賀県（以下「県」という。）へ寄附をいただいた県外在住の寄附者に対し、お礼として商品やサービス（以下「返礼品」という。）を贈呈することにより、県への寄附促進、魅力発信、地域振興等につなげるため、寄附者への返礼品提供にご協力いただける事業者（以下「返礼品提供事業者」という。）を募集します。

2 募集要件

(1) 返礼品提供事業者について

返礼品提供事業者は次の要件を全て満たす必要があります。

ア 各種法令を遵守して生産、製造、販売、サービス等の提供を行っていること。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団または暴力団員と密接な関係を有する法人等、役員等に暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人等および暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与していないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、県における一般競争入札の参加を制限されていないこと。

エ 直近の1年間に都道府県税または消費税および地方消費税を滞納していない法人等であること。

オ ふるさと納税制度の趣旨を正確に理解し、適切な制度運営のための県および4に規定する委託事業者の指示等に適切に対応できること。

(2) 返礼品について

返礼品は次の要件を全て満たす必要があります。

ア 平成31年総務省告示第179号第5条に規定される総務大臣が定める基準(以下「地場産品基準」という。)に適合するものであること。

イ 公序良俗に反しないものであること。

ウ 品質および数量の面において、安定供給が見込めること。(あらかじめ期間や数量を明示して供給可能な場合を除く。)

エ 食料品については、寄附者に返礼品が到着後、一定期間(概ね一週間以上)の賞味期限が保証されていること。ただし、生鮮食料品(鮮度が高く要求されるもの)についてはこの限りではないが、返礼品の発送希望日等を事前に寄附者に確認・調整等を行うなどして、鮮度を保ったまま適切に寄附者に届けられるものであること。

オ 「近江牛(精肉)」、「ふなずし」、「湖魚の加工食品(ふなずしを除く)」については、別紙「ふるさと納税制度における地域資源等の認定にかかる運用ルール」を遵守

すること。

カ 自ら生産・製造したものではない場合は、県の返礼品とすることについて事前に生産者・製造者の同意を得ていること。

キ キャラクター等を使用する場合で、返礼品提供事業者以外の第三者が著作権等の権利を有する場合には、権利者の許諾を得ていること。

ク 県ふるさと納税関連ホームページ等への掲載のため、返礼品に関する情報（返礼品の商品名・説明文・画像データ、返礼品提供事業者名等）を提供可能であること。

ケ 県が求める場合に、返礼品のサンプルを提供できること（原則として無償）。

(3) 返礼品および寄附金額の設定、その他費用負担

ア 返礼品の価格は、3,000 円以上 30,000 円以下の提案とし、本体価格のほか荷造・箱・梱包代・消費税を含めた価格としてください。ただし、地場産品基準第7号に係る役務の提供等の体験型返礼品については上限額を適用しないものとします。

イ 設置費用等が別途発生する場合は、その費用は返礼品の価格に含めるものとします。なお、設置等の手続は返礼品提供事業者が行ってください。

ウ 返礼品の商品代金および送料は、県が負担します。

エ 寄附者からの商品の品質等のクレームにより商品の回収および再配送を行った場合の費用は、返礼品提供事業者の負担とします。ただし、配送業者の瑕疵による場合はこの限りではありません。

オ 代替品等による補償、交換その他苦情対応に要する経費について、県は一切負担しません。

カ 応募に係る提出書類、資料の返却は致しません。また、応募に要する一切の費用は、応募者の負担となります。

キ 寄附金額は、返礼品の価格に 3 分の 10 を乗じた額を参考に県が決定します。ただし、返礼品の価格が 6,000 円未満で送料が発生する場合は、県にいただいた寄附金の半分以上を寄附者指定の用途に活用するため、送料相当額を加算した上で寄附金額を決定することとします。

3 返礼品提供事業者の特典

(1) 寄附者向けのふるさと納税ポータルサイトに返礼品の画像、商品名、事業者名などが掲載されます。

(2) 県がふるさと納税の広報をする際に、返礼品の画像、商品名、事業者名を掲載する場合があります。

(3) 返礼品提供事業者は、県のふるさと納税返礼品提供事業者であることを商品の宣伝や会社のPRに活用することができます。

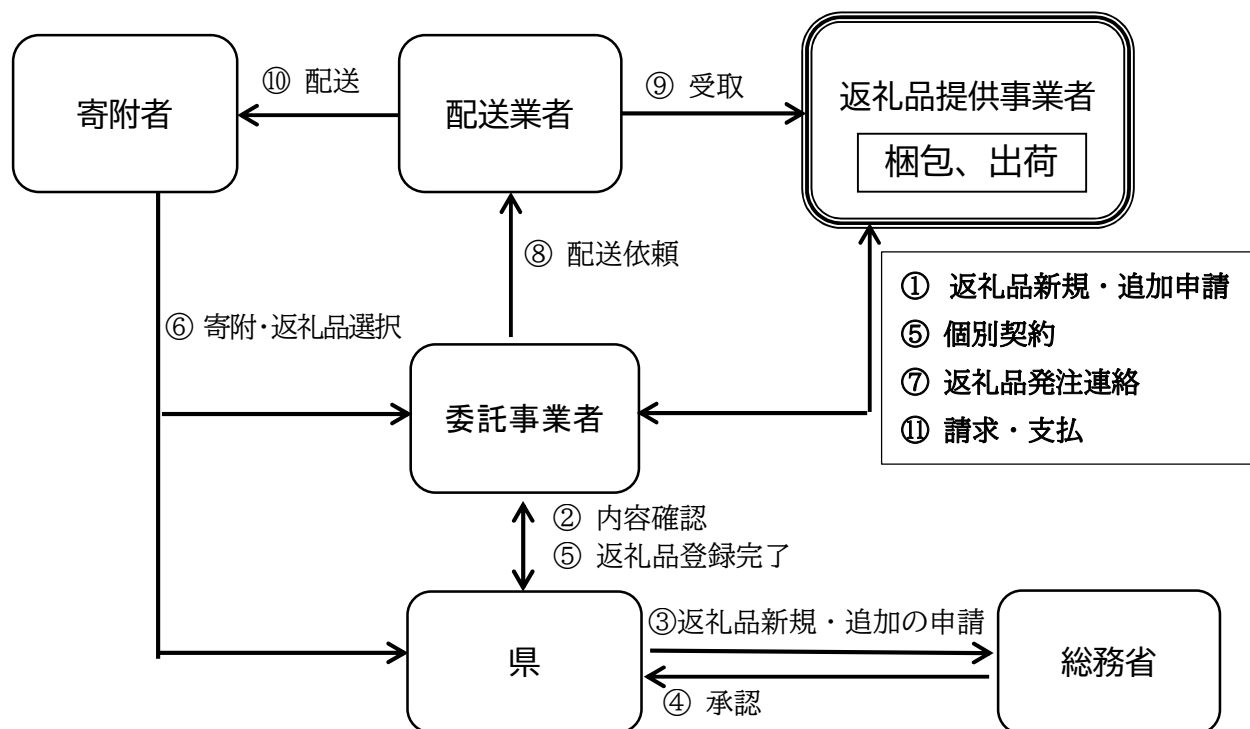
(4) 返礼品の発送時に、自社の商品カタログ、チラシ等を同梱して発送することができます。

4 委託事業者

- (1) 県は、魅力ある返礼品の開拓、寄附の受付、返礼品の発注・配送管理等の業務について、民間事業者の持つノウハウを活用し効果的・効率的に実施するため、事業者（以下「委託事業者」という。）に委託しています。
- (2) 返礼品提供事業者は、返礼品として採用が決定された後、委託事業者と返礼品の提供に係る契約を締結する必要があります。

5 返礼品登録事務の流れ

返礼品提供事業者は、委託事業者からの発注により返礼品を提供します。なお、県が寄附を受けてから返礼品提供事業者に対して支払を行うまでの事務の流れは、概ね次の図のとおりです。



6 応募方法

- (1) 募集期間
随時受け付けるものとします。
- (2) 提出書類
 - ア 新規登録時のみ必要なもの
・「誓約書」(様式 1)
 - イ 返礼品新規登録および追加登録時にその都度必要なもの
・「滋賀県ふるさと納税返礼品登録申請書」(様式 2)
※返礼品の審査にあたり、追加で資料の提供をお願いする場合があります。
- (3) 提出方法

電子メール

(4) 提出先

4 に規定する委託事業者

※連絡先等は別途県HPに記載

7 返礼品の登録、変更および廃止

- (1) 申請内容について、「2 募集要件」の各項を満たしていることを確認し、委託事業者から返礼品登録の手続についてご案内します。
- (2) 委託事業者と返礼品の提供に係る契約を締結し、返礼品の登録完了となります。
- (3) 返礼品として登録された商品は、ふるさと納税ポータルサイトへの登録作業を経て、順次掲載されます。なお、掲載順序は県に一任していただきます。
- (4) 内容や返礼品の価格を変更する場合は、委託事業者に事前に連絡してください。
- (5) 返礼品の生産、製造もしくは販売が廃止され、または中止されたとき等返礼品の登録を廃止する場合は、委託事業者に事前に連絡してください。

8 返礼品登録の取り消し

次の場合は、返礼品の登録を取り消すことがあります。

- (1) 返礼品提供事業者または返礼品が、「2 募集条件」に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 登録内容に虚偽があったとき。
- (3) 県もしくは寄附者に損害を及ぼす行為があったとき、または重大な損害を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 返礼品の品質等に対し寄附者からクレームが寄せられ、返礼品提供事業者の責任が重いと県が判断したとき、または、同様のクレームが多発するとき。
- (5) その他、ふるさと納税制度の運用に重大な支障をきたす行為があったとき。

9 個人情報の保護

- (1) 返礼品提供事業者は、業務を履行するにあたり、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の規定を遵守してください。
- (2) 寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的には使用できません。

10 その他

- (1) 返礼品は、寄附者が申込時に当該返礼品を選択した場合に提供をお願いするものであり、県が買取りを確約するものではありません。
- (2) 返礼品に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努め、その内容について委託事業者へ必ず報告してください。なお、品質等による補償や、ク

レーム対応については、県は一切の責任を負いません。

- (3) この要項に適合しても、県が返礼品として取り扱うことについて支障があると判断した場合は、登録できない場合があります。
- (4) 返礼品を県に登録する際は、生産地や製造地等で地場産品基準に該当する県内市町においても返礼品の登録ができるか積極的に検討してください。
- (5) この要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県との協議によるものとします。
- (6) この要項は、令和5年12月25日から適用することとします。

改正後（令和3年10月1日適用）

ふるさと納税制度における地域資源等の認定にかかる運用ルール

以下の地域資源を返礼品として提供する場合は、以下の点を全て遵守することとする。

近江牛	ア 地理的表示保護制度（G I 制度）における登録産品である近江牛の精肉を提供すること
	イ 枝肉格付けがA 4、B 4 等級以上の近江牛の精肉を提供することとし、当該返礼品には、それを示す表示を行うこと
	ウ 近江牛の取扱実績等を踏まえ、調達先として相応しい当該市町内の事業者から調達すること
	エ 寄附金の募集を行うサイト上にて、返礼品を調達する事業者の名称を公表すること
	オ 返礼品送付時に地理的表示（近江牛）および地理的標章（G I マーク）が付された書類の同封に努めること
	カ 返礼品送付時に近江牛の紹介チラシを同封すること
	キ 寄附金の募集を行うサイト上に近江牛を紹介した県ホームページのURLを掲載し、返礼品送付時の送付文には同ページのURLもしくは同ページにリンクされたQRコードを掲載すること（サイト上にURLの掲載ができない場合は、送付文への記載のみで可とする）
ふなずし	ア 琵琶湖産のニゴロブナを原材料としたふなずしを提供すること
	イ 滋賀県内で加工されたふなずしを提供すること
	ウ 平成19年1月19日付け琵琶湖海区漁業調整委員会指示第1号の内容を認識した上で提供すること
	エ 寄附金の募集を行うサイト上に加工事業者の名称および事業者の所在する市町名を掲載すること
	オ 寄附金の募集を行うサイト上にふなずしを紹介した県ホームページのURLを掲載し、返礼品送付時の送付文には同ページのURLもしくは同ページにリンクされたQRコードを掲載すること（サイト上にURLの掲載ができない場合は、送付文への記載のみで可とする）

湖魚の加工食品 (ふなずしを除く)	ア 琵琶湖産の魚介類を使用した加工食品を提供すること
	イ 滋賀県内で加工された食品を提供すること
	ウ 寄附金の募集を行うサイト上に加工事業者の名称および事業者の所在する市町名を掲載すること
	エ 寄附金の募集を行うサイト上に湖魚料理を紹介した県ホームページのURLを掲載し、返礼品送付時の送付文には同ページのURLもしくは同ページにリンクされたQRコードを掲載すること (サイト上にURLの掲載ができない場合は、送付文への記載のみで可とする)